（別表１）

科目一覧

対象経費以外は助成対象になりません。
対象外経費が支出された場合、助成金の返還が生じる場合がありますので、あらかじめご注意ください。
ご不明な点は、事前に事務局にお尋ねください。
（山梨県社会福祉協議会　福祉振興課　電話０５５－２５４－８６１０）

予算科目	【助成できる経費】	【助成できない経費】
１諸謝金	・外部に依頼した講師に支払う謝金	・団体構成員が講師の場合は対象外 ・寸志、お礼は謝金としないこと ・講師への土産等は、謝金としないこと
２旅費	・外部に依頼した講師等の交通費（実費）、宿泊費、駐車場代	・団体構成員が講師の場合は対象外 ・団体構成員が使用する車のガソリン代は対象外 ・団体構成員の打合せ等に関する費用は対象外 ・広報活動にかかる施設等入園料は対象外とする（観光施設等）
３賃借料	・事業に必要な会場の使用料、冷暖房費 レンタカー借り上げ代	・団体構成員の所有の会場等への謝礼費用は対象外 ・一般住宅利用（個人宅）は対象外 ・デイサービス等の公的サービスを行う施設での利用代は対象外 ・団体構成員保有の車両借り上げの謝礼費用は対象外 ・事業の下見としての費用は対象外
４保険料	・事業に必要な外部の参加者の保険料	・団体構成員のボランティア活動に係る保険料は除く
５消耗品費	・事業に必要な消耗品 （使用枚数がわかるもの） ・外注する印刷代	・機材、備品等は対象外 ・領収書のないコピー代などは対象外 ・個人、知人、団体事務所への印刷代は対象外
６通信運搬費	・切手、はがき、宅急便代等	・電話、携帯電話、ＦＡＸなどの通信費は、明確な使用額がわからないので対象外
７教材費	・研修等に使用するための参考書、絵本など。 ・競技会等に使用するトロフィー、賞状	・参加者全員に配るような賞品、景品は対象外
その他		・飲食代は対象外 ・他団体に対する寄付金、資金援助、会費、負担金は対象外

注１）科目１～７以外は使用しないこと
注２）助成金の支出は、すべて領収書を保管し提出のこと